年金	学生の国民年金保険料納付特例

国民年金第１号被保険者の学生で納付が困難な方（住宅、家財などに２分の１以上の損失があった場合）

※　保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

年金保険料納付の猶予

【必要書類】

・年金手帳
・印鑑
・罹災証明書（コピー可）もしくは被災状況届
・在学証明書など

【問い合わせ先】

市民課　国保年金係　　0964－32－1417（直通）
　　0964－32－1111（内線 1151）